官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁一）　一
○四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件の一部を改正する件（総務一八）　二
○戸籍が滅失した件（法務二六）
○登記回復に関する件（同二七）
○供託事務を取り扱う法務局及び地方法務局の出張所の指定の廃止に関する件（同二八）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二九）
○国際連合安全保障理事会決議第二千七十八号（コンゴ民主共和国に係る制裁措置等の延長等に関する決議）に関する件（外務一五）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一九二～二一〇）　四
○都市計画に関する件（国土交通五九）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一四～一七）
○道路に関する件（関東地方整備局一五、一六）
○道路に関する件（中部地方整備局一一、一二）　八
○登録建築物調査機関を登録した件（近畿地方整備局六）
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同七）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同八、九）　九
○道路に関する件（同一〇～一四）

〔国会事項〕
国家試験
平成二十四年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　二
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　三

〔資料〕
閣議決定等事項　三

〔地方自治事項〕
諸事項　三

〔公告〕
官庁
財団、司法書士懲戒処分、国営風連土地改良事業計画関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　二九

〔人事異動〕
内閣　気象庁　最高裁判所　山形県　栃木県　群馬県　埼玉県　新潟県　広島県　香川県　鹿児島県　沖縄県　京都市　堺市　神戸市　福岡市　九

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

告示

○金融庁告示第一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年一月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第六十六号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九十一号（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十八日

総務大臣　新藤　義孝

第一項第一号中「次に掲げる区域と」を「全国と」に改め、⑴から⑾までを削る。

第三項を削る。

○法務省告示第二十六号

福島県いわき市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年二月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。